

<相続税の控除一覧表> ※詳しくは税務署、税理士にご相談ください。

○ 基礎控除			
	5000万円+ (1000万円×法定相続人数)		
○ 配偶者相続税軽減措置			
	法定相続割合の範囲内／取得財産が1億6000万円まで無税		
○ 生命保険金及び死亡退職金に関する控除			
	各500万円×法定相続人数 (非課税総額)		
○ 債務控除 (公租公課)			
	住宅ローン・自動車ローン、金銭消費貸借上の債務、葬儀費用		
	未納分であった税金の納付金 (所得税・住民税・固定資産税・自動車税等) (死亡日までの故人にかかった税金)		
○ 小規模宅地等の評価減特例			
	特定居住者用宅地…被相続人が居住し、相続人が引き続き居住	(240平方メートルまで) →80%減	← ← (どちらか)
	特定事業用宅地…事業に使われた宅地で承継者が取得	(400平方メートルまで) →80%減	
	その他の宅地…取得者不問、用途規定なし	(200平方メートルまで) →50%減 他	
○ 贈与税控除			
	相続開始前3年間に贈与された財産について課された贈与税額		
○ 未成年者控除／障害者控除／相次相続控除／外国税控除 他			